

# 日本統治時代の台湾東部における日本人移民村の 集落構造とその変化

山元 貴 継\*

(2020年6月15日受付, 2020年11月7日受理)

I はじめに	1 吉野村宮前集落の状況
1 本研究の背景と目的	2 豊田村森本集落の状況
2 本研究の基礎資料と方法	IV 地籍資料などから見た日本人移民村の 変化
II 吉野村・豊田村の概要	1 吉野村宮前集落の変化
1 吉野村・豊田村の沿革	2 豊田村森本集落の変化
2 吉野村および豊田村の集落計画	V 日本人移民村のプランニングと実際
III 地籍資料などから見た払い下げ進展時 の日本人移民村	VI おわりに

## 摘 要

20世紀初頭, 多くの日本人が台湾東部の官営移民村に移住した。当初の計画においてこれらの移民村は, 各家族に平等な面積の家屋敷地と農地とを機械的に配分することを目指していた。本研究は, 吉野村と豊田村の構造の詳細を明らかにし, それらの構造が1945年8月の第二次世界大戦終了までにどのように変化したのかを追究する。土地台帳は, 1945年まで継続して家屋数が減少し, やがてその家屋の敷地が畑作地や水田に変わっていったことを示す。土地台帳によれば, 厳しい自然環境を受けて家屋数が減少すると同時に, これら移民村内に土地を持っていた一部の移民たちも村を離れた。しかしながら, 原則として両移民村においては, 土地所有とその移動とが, 当初の移民およびその親族に限定された。移民村が設けられた当時, 多くの移民はくじ引きによって, 親族とも離れた家々に居住していた。その後, そうした移民の親族どうしは, 村を離れた移民の宅地を取得していくことで, 次第に近隣に居住するようになった。そして吉野村においては, 土地の所有が頻繁に入れ替わった。一方で, 厳しい自然環境にあった豊田村の周囲の農地所有は, 1933年頃に払い下げが行われた時にはすでに複雑なものとなっていた。豊田村では, 農地がその所有者の居住地よりもかなり離れたところに位置することになりやすかった。残った土地所有者たちは, 離村者が手放した農地を集約していった。

キーワード: 土地集約, 日本人移民村, 離村者, 地籍資料, 花蓮, 台湾

# The Structure of Japanese Immigration Villages in Eastern Taiwan and Their Changes Under Japanese Rule

YAMAMOTO Takatsugu

College of Humanities, Chubu University

(Received on 15 June, 2020; Accepted on 7 November, 2020)

In the early 20th century, many Japanese settled into government-managed immigration villages in eastern Taiwan. In the original plan, these immigration villages were designed to distribute equal areas of housing and farmlands to settling families. This study clarified the details of the structure of Yoshino-mura and Toyota-mura, and investigated changes in their structure until the end of World War II. The cadasters revealed that the number of houses decreased until 1945 and some housing sites became general agricultural or paddy fields. Furthermore, some immigrants who owned land in these villages emigrated when the number of houses began decreasing because of the surrounding natural environment. However, in principle, land possession and transfer in both villages were limited to the original immigrants and their relatives only. At the time that the immigration villages were established, many immigrants resided in houses that were distant from those of their relatives because a lottery system used to distribute houses. Subsequently, relatives of these immigrants gradually came to live in the same neighborhood by acquiring housing sites belonging to the original immigrants who left the village, and landownership frequently changed in Yoshino-mura. On the other hand, ownership of farmlands around Toyota-mura, which was located in a harsh natural environment, was complicated when they were disposed of around 1933. In Toyota-mura, farmlands were often located a considerable distance from the landowner's house. Moreover, landowners who remained in the village integrated the lands of the emigrants into their own after they abandoned them.

**Key words:** land concentration, Japanese immigration villages, emigrants of the Japanese immigration villages, cadastral materials, Hualien, Taiwan

## I はじめに

### 1 本研究の背景と目的

1895（明治28）年以降、日本による植民地統治下におかれた台湾では、台湾総督府の管理下で、各地に日本人移民村が建設された。1909（明治42）年から開始された日本からの移民事業が、台湾各地の植民地化を徹底するという前提のもと

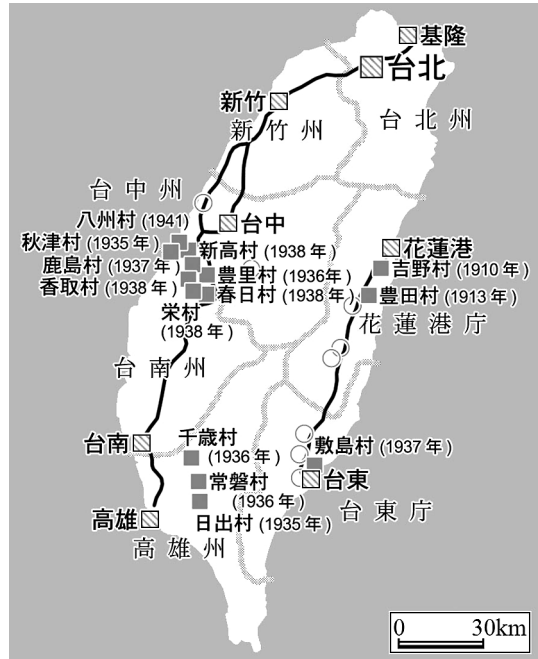
で進められた<sup>1)</sup>点については、多くの批判もあるものの、20世紀初頭に至っても未開発地が多く広がっていた台湾東部においては、都市だけでなくその周囲の広大な農耕地の基礎を築いたとして、一定の評価が与えられている。

その背景として、比較的平坦な地形が展開している台湾の西部は、古くから多くの人々が居住し、都市や港湾の発達も進んでいた一方で、東部

1) 1919年に公開された『台湾総督府移民事業報告書』（台湾総督府, 1919）には、台湾への移植（移民）の必要性として、「(一) 母国民移植ハ本島統治上必要也」「(二) 母国民移植ハ日本民族ノ熱帯地発展ノ将来ニ資ス」「(三) 母国民移植ハ過剰人口ノ調節ヲ成シ且母国過少農ノ弊ヲ救済ス」「(四) 母国民移植ハ国防上及同化上必要ナリ」といった点が挙げられている。

は、かなり後の時期まで西部とは隔絶された環境にあったことが挙げられる。台湾の中央には南北に伸びる急峻な脊梁山脈があり、それを横断する陸路を設けることが難しかったためである。また、台湾東側の海洋は海流や波浪が強いことに加えて、台湾の北部から東部にかけて断崖絶壁の海岸が形づくられていることもあり、船舶の接岸が難しく、大規模な港湾の開発も遅れた。そのため、陸路と海路の両者において西部と隔絶された台湾東部の開発は、20世紀近くになって各地でみられるようになった港湾開発、および移民村の建設によってようやく本格化したとされる。

これら台湾東部の一連の開発には、当時の台湾をめぐる状況の中で日本人が大きく関わった。とくに移民村については、台湾の西部と東部のそれぞれで建設されていたものの、このうち東部の移民村は、適地調査を経て、明治期末から大正期(1900～20年代)と比較的早い時期から建設が進められた(第1図)。そして、水稲やサトウキビ、たばこなどの栽培を目指して、多くの日本人が入植していった。しかし、交通の困難に加え、台湾の東部一帯は海岸近くまで山々が迫り、平坦な土地に恵まれていなかったため、移民村の建設は順調には進まなかった。しかも、決して広いとはいえない平野に土砂を堆積させてきた河川も、台湾を頻繁に襲う台風などにより、氾濫を繰り返してきた。また、熱帯性気候の中でマラリアが度々発生したほか、山岳地帯に多く居住する先住民族<sup>2)</sup>との衝突もあって、多くの移民が命を落とすことになった。このような厳しい環境のもとで、当初民間で始められた移民村建設は、そもそも実行に



第1図 日本統治時代の台湾における官営日本人移民村(■)とその他の日本人移民村(○)

Figure 1. Japanese immigration villages in Taiwan under Japanese rule.

移されなかったものも多く<sup>3)</sup>、ようやく建設が進んでも、ほとんどがその経営と移民の確保とに行き詰まった。「官営移民村」は、そうした移民村を引き継いで登場した。

これら官営移民村では、宅地や農地が計画的に区画されるだけでなく、その建設に政府に加えて行政が積極的に関与した。そこに居住することになる移民の募集は日本本土の特定の道府県に募集官を派遣して行われ<sup>4)</sup>、許可条件<sup>5)</sup>を満たして残った応募者<sup>6)</sup>が、ようやく現地に入植できた。また官営移民村では、それまでの民営移民村での失敗

2) 台湾では通常、必ずしも差別的な表現としてではなく「原住民」という語を多用するが、本研究では「先住民族」の語を用いる。中村(1990)によれば、本研究の対象集落のあるかつての花蓮港庁一帯の先住民族としては、平地に多く居住し主に農業を営むアミ族と、山中に居住して排他的な社会を形成するタイヤル族が挙げられる。このうちアミ族は比較的従順とされたのに対し、タイヤル族は勇猛な部族とされ、現地に入った日本人としばしば衝突したという記録がある。

3) 青木ほか(1987)によれば、台湾における日本人農業移民は、明治30年代に民間人に対して行われ始めた未墾地の開墾許可により可能になったが、1912(大正元)年でも許可件数38件中、実際に事業を実施したのは8件に過ぎなかった。

をもとに、移民の定着を図るため、入植した移民にそれぞれ家屋付き宅地や農地を抽選で割り当て、入植後一定期間の代金納付を経たならば宅地と農地の払い下げを行うことを前提とした<sup>7)</sup>。しかし、官営移民村となっても、先述したような厳しい環境のもとで、農業生産や生活は安定するとは限らず、離村者も多くみられたとされる。こうした状況をもとに張 (2001: 442) は、とくに本研究が注目する台湾東部の花蓮港庁の官営移民村に対して、「物寂しい幕切れであった」との評価を行っている。

このような移民事業は、台湾東部の官営移民村に限定されるものではない。若干時期は前後するが、明治期後半からは北海道、その後は、当時「外地」とされたここ台湾や、朝鮮半島および南樺太への移民に加え、ハワイ・北米・南米を中心とする海外への移民が増加を続けた。そして、各地の移民村や「開拓村」に対しては、椿 (1996) が整理したように、例えば集落形態に関する研究をはじめとする景観論的研究や、土地所有形態などの分析から村落の経済構造を解明する社会経済史的研究といった研究が試みられてきた。ただし、それらの研究の多くは、資料上の制約から事業側の報告書によるところが大きく、移民の居住地となる集落の計画性や、それらの集落を中心に農耕地を配分し形成された村落空間の造成過程に重点が置かれてきた。そして、それらの分析は、移民事業の住民への移管の時期や、宅地および農耕地

の住民への払い下げの時期までに限定されやすかった。実際には、柳田ほか (2008) が国内各地の移民村について概観したように、自然災害や経営困難により、当初の集落計画や農耕地配分に変更を加えることで、ようやく移民の定着をはかれた移民村が少なくない。さらに平井 (1991) は、北海道移民を取り扱う中で、把握が困難な離農者・転出者の動向を後世の『地区誌』を基礎資料とすることで分析し、その後の移民村の中で、同郷からの移住者の集積がみられた地区や、入植者の転出入により出身道県を異とする入植者の混住化が進んだ地区がみられることを明らかにした。ここでは従来とは異なる指摘として、比較的近距离での入植者の再移動が非常に多くみられたことが強調されている。

このように、移民村は計画に基づいて建設されるのが前提であることから、その計画自体や建設時点での状況を詳細に分析することは移民村の集落構造などを明らかにする上で重要であるものの、その後の時間経過の中で一般的な集落と同様に、移民村も大きくその集落構造などを変化させることを免れない。とくに、人為的な計画と実際の人々の居住および生産活動とが必ずしも一致しないというのは、地理学が重視してきた普遍的な視点であろう。建築学などによって積極的に追究されてきた移民村の計画から成立までの分析に加えて、地理学においては、その後に最終的に終戦によって日本人移民が引き揚げる直前まで集落構造

4) 1910 (明治43) 年2月に徳島県下, 1911 (明治44) 年に徳島, 香川, 愛媛, 岡山, 広島, 山口, 福岡, 佐賀, 熊本, 鹿児島に募集官を出張させたとの記録がある (台湾総督府, 1919: 101)。

5) そのいくつかを挙げると、順に「台湾への堅固な永住の意志」「農業を専業」「既に一家を成すか新たに別戸について一家を作り、家族を引き連れて移住」「移住願書に市町村長の身元証明書ならびに戸籍謄本を添える」といった許可条件が掲げられていた (台湾総督府, 1919: 97-98)。

6) 例えば鍾 (1986) によると、本研究の対象集落が含まれる吉野村に関して、1913 (大正2) 年には、福岡県からの申請96件のうち採用は66件、愛媛県からの申請16件のうち採用はわずか半数であったとされる。

7) 『台湾総督府官営移民事業報告書』(台湾総督府, 1919: 15) には、「(中略) 私営移民事業ハ自作農ノ移植ニ非ス概ネ所謂小作移民ナルモノナリ之亦私営移民不成功ノ原因ナリトス居住ノ点ニ於テ多ク母国ニ劣レル此新領土ニ於テ何等地主タルノ希望ヲ有セサルニ於テハ其永住ノ心乏シク他ニ適当ノ職業ヲ得テ転セントスルハ自然ノ人情ナリ」との記述がある。官営移民事業は、それまでの民間移民が宅地や農地の個別所有を前提とせず失敗したのをふまえて進められたことがわかる。

がどう変化したのかについて、また、現地に移住した移民は集落に定着できたのか、再移住はみられなかったのかについての分析が求められる。とりわけ、日本人が海外に建設した各移民村については、その建設時だけでなく建設後の変容の差違に、各移民の送出元となる日本国内での出身地どうしの空間的な関係の違いがどう関わっているかといった分析視点も期待されうる。

そこで本研究では、台湾東部の、現在花蓮（Hualien）県の中心都市となっている花蓮市の郊外に建設された官営移民村が、いかなる構造をもって建設されたのかを詳細に明らかにするとともに、その建設ののち、1945（昭和20）年の終戦と前後して日本人移民が引き揚げるまでに、どのような空間的変容をみせたのかについて見ていく。具体的には、港（花蓮港）に比較的近い地域に建設された花蓮港庁吉野区吉野村字宮前の集落（以下宮前集落：現・花蓮県吉安郷慶豊村）と、港から遠い内陸に建設された同庁壽区豊田村字森本の集落（以下森本集落：現・花蓮県壽豊郷豊田段豊裡村）を対象とする。そして、これら両集落を比較しつつ、「最初の計画によって作られた原型が、その後ほとんど修正されることなく、原型に近い形で今日にまで持続している」（中村、1990）とされる日本人移民村の、その建設計画と実際の集落構造とのずれがいかに生じていったのかに加えて、移民の居住地および所有農耕地を含めた村落空間が終戦時までどのように変化したのかについて分析することを目指した。

## 2 本研究の基礎資料と方法

宮前集落と森本集落は官営移民村として本格的な建設が進められ、1919（大正8）年に刊行された『台湾総督府官営移民事業報告書（以下、官営移民事業報告書）』などに、建設当時の図面が

多く残されている。また、終戦後日本に引き揚げた住民の中には、当時の集落での生活について証言を残す人々もみられ、それらの内容は少なくない文献などにまとめられている。

このように、その建設計画からその後まで、多くの情報が残されているように映る日本人移民村であるが、不明な点も多い。まずは、宅地や農地は計画的に区画されたところがあるが、当初の計画通りに宅地や農地がその後も維持されたのかについては、『官営移民事業報告書』で明らかにすることはできない。また、集落の周囲に展開していた農地も含めた空間構造については、既存文献などからは分析することが難しい。とくに、抽選によつたとされる宅地や農地の割り当てがどのような移民村集落の空間構成を生み出したのかについてや、そうした空間構造がその後の移民の離村や入れ替わりによつてどのように変化していったのかについては、証言集を照らし合わせても明らかにすることは困難であろう。そこで本研究では、『官営移民事業報告書』や当時の対象集落について記された各種文献の確認、現地調査のほか、基礎資料として、土地台帳や地籍図といった地籍資料を活用した<sup>8)</sup>。

両集落が現在属している花蓮県における日本統治時代の土地台帳や地籍図は、現行使用されているものとは区分され、アーカイブとして花蓮県地政事務所に保管されている。1898（明治31）年に「臨時台湾調査局」が設けられ、1903（明治36）年までに平野部を中心に「土地調査事業」が実施された台湾であるが、開発が遅れた東部については、1907（明治40）年から1914（大正3）年にかけての「5カ年限蓄事業」によつて、ようやく調査が進展した。土地台帳や地籍図の作製はさらに遅れて、吉野村は1925（大正14）年頃、豊田村は1929（昭和4）年頃からの記録となる。なお、

8) 北海道の開拓集落について、その開拓過程およびその後の変化を分析した研究（桑原、1976）や、栃木県の西那須野における開拓集落の当初の土地配分と後の土地所有状況とを検討した研究（椿ほか、1989）においても同様に、土地台帳とそれに類する資料が活用されている。

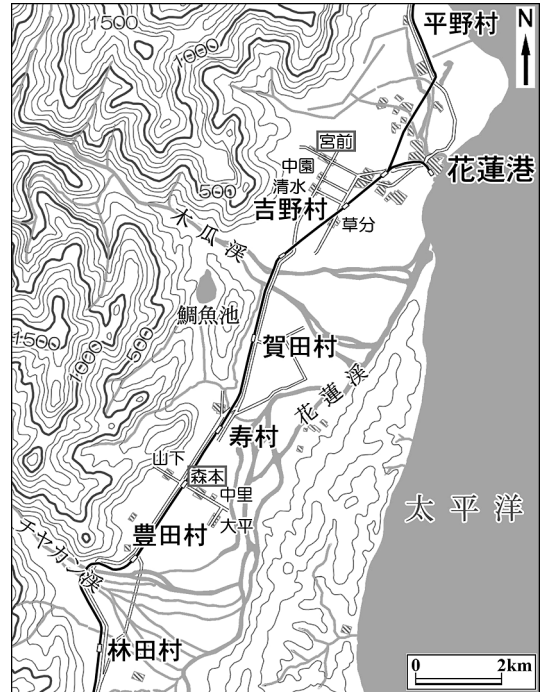
これらの土地台帳や地籍図は、当時の日本本土における書式や図式とよく類似している。このうち土地台帳には、地筆（地番で区別される土地）ごとに地稅徴収の根拠となる地目（土地利用）や面積、土地所有者の氏名および住所が記載されている。台帳にはさらに、沿革として土地の分筆（分割）や、相続などによる土地所有の移動、それらの発生年月日が挙げられており、とくに土地所有者については、相続関係や、集落内に土地を所有したまま住所を移した場合にはその居住地移動のデータも得ることができる。

これらの土地台帳の記載をデータベース化した上で詳細に分析することにより、本研究では、地筆ごとの土地利用変化といった外面的な変化だけでなく、その前提となる、移民の離村や入れ替わりに伴う社会的な集落構造の変化についても明らかにすることを目指した。とくに移民村では、後に日本本土に引き揚げ、証言を残すことのできた一部の人々も確認される一方で、現地で亡くなったり、事情により人知れず集落を離れていったりした移民も相当数みられている。こうした離村者の実態については記録に残りにくいため、本研究では土地台帳などを活用することで、こうした離村者の存在自体と、離村者の発生が日本人移民村の構造変化に与えた影響についても光を当てたい。なお、現地調査および地籍資料の閲覧・記録は2005年3月および8月と、2006年2～3月にかけて行なった。

## II 吉野村・豊田村の概要

### 1 吉野村・豊田村の沿革

台湾東部では、厳しい自然条件の中で段階的に港湾整備が行われた。その一つが花蓮港であり、その周囲では並行して、複数の移民村が造成された(第2図)。平野部の少ない台湾東部にあって、ここ花蓮港の周囲には、幅5～6kmの台東地溝帯に花蓮溪などの河川によって土砂が供給され



第2図 日本統治時代における花蓮港庁の一带

Figure 2. Karen(Hualien)-koucho area under Japanese rule.

(毛利之敏 (1933).『東台湾展望』東台湾晩聲会をもとに作成)

ることによって形成された、いわゆる花東縦谷が広がり、比較的平坦な土地が展開していた。移民村は、こうした土地を農地として開発することを目指したものであった。これら台湾東部の移民村の建設は、当初、民間の手によって進められたが、本研究で対象とした吉野村および豊田村のほかに、両村の間に建設され、製糖工場を抱えていた壽村(現・壽豊村)などは、後に経営に行き詰まって官営移民村へと引き継がれた。

まずは、吉野村と豊田村のそれぞれの沿革について、『官営移民事業報告書』および各種文献をもとに紹介する。吉野村は、七脚川<sup>9)</sup>と呼ばれていた花蓮港西郊の原野の利用を目指して建設された。1910(明治43)年2月に移民指導所が設けられて正式に官営移民村となり、移民募集に最初に応じた徳島県の人々の入植<sup>10)</sup>をもって開村した。そして、吉祥地名としても吉野村と命名され

た。この村名は、徳島県の吉野川流域からの移民に由来するとされ<sup>11)</sup>、実際に同県の中でも吉野川南岸の南方諸郡出身の移住者が多かったとの指摘（荒武，2007）もある<sup>12)</sup>。続いて、愛媛県，佐賀県，福岡県，山口県，広島県などからの移民も次々と集まり，1944（昭和19）年には吉野村全体で戸数約400戸，人口約2,000名を数えていた（山口，1999）。その後，人口の増加に伴い，第一の集落を草分，通称草分集落と，第二の集落を宮前，同宮前集落（第3図）とした（中華総合発展研究院応用史学研究所編纂，2002a: 153）上で，周囲に清水，中園の集落と，さらには宮前集落には支集



第3図 大正末期の吉野村宮前集落

Figure 3. Miyamae village of Yoshino-mura in end of Taisho Era.

資料：山口政治（2007）『知られざる東台湾』展転社。

落（現地では支部落と呼称）も設けられていった<sup>13)</sup>。この間，農業改善が図られ，水質も悪く水量も不安定であった井戸水による給水に代わる灌漑施設整備の成果として，水稻栽培が導入された。この水稻栽培では，交配によって1918（大正7）年頃に産み出された「吉野米」が高い評価を受け<sup>14)</sup>，甘藷，煙草に加えて村の特産物となった。

しかし，風土病による犠牲者の発生<sup>15)</sup>や，1912（大正元）年および1930（昭和5）年の台風で代表される自然災害，1931（昭和6）年および1932（昭和7）年の水稻の凶作などで，吉野村は大きな被害を受けた。1912年の台風では再建不能な家屋が多数生じ，1930年の台風では北海道などへの20数戸の転出者を見たとされる（山口，1999）。ここで特筆されるのが，集落内での死者のほか，この転出者の出たあとの対応であった。吉野村はその土地の処分にも苦慮したのち，花蓮港庁地方費より低利資金の融通を仰いで，土地家屋を村内の希望者に買い取らせ，「寸地一物ヲモ村外ニ売出スコトナク善処」したと強調している（吉野村居民会，1934）。そのため古藤（1941）によれば，北海道への脱出者の中にはその後には詫言を入れて吉野村に戻った者もいたが，小作として帰村せざるを得なかったという証言もある<sup>16)</sup>。ちなみに同村は，花蓮港とは5km程度離れているものの，徒歩で行き来も可能であった<sup>17)</sup>。村の南

9) 花蓮縣文化局（1983）や中華総合発展研究院応用史学研究所（2002a: 183）によれば，もともとは先住民民族によって「Chikkatsuwan」と呼ばれていたものの音訳と伝えられる。

10) 『台湾総督府官管移民事業報告書』（台湾総督府，1919: 92）によれば，台湾への移民に際しては，先行する北海道へ移民の成績を考慮し，高い評価のもとで，まず徳島県民が試験的に招致された。また，現地の風土と著しい隔たりの少ない九州，中国，四国地方の農民が台湾移民に最適とされたことある。

11) 当時の福岡日々新聞（福岡日々新聞，1912（大正元）年10月3日付）の記事には，村名の由来として「（中略）実は徳島の吉野川沿岸の農民が最初に移住したのに因んで命名したのですが，其では他地方から来た人が快くないかも知れぬから，吉（よ）い野（の）といふ様に説明して居ます」とある。

12) ただし，南方諸郡をはじめとする徳島県出身の移民は，吉野村だけでなく台湾全土に向かっている。

13) さらに古藤（1941）によると，開村時から村に関わり，後に村長となった清水半平の談話として，吉野村は付近に官有原野を200甲（1甲は約0.97町歩）ほど残しており，村民の二，三男を450戸分戸でできる計画があった。

14) 陳（2001）によれば，天皇にも進貢された米として，「天皇米」との評もあった。

15) 吉野村においては，1910年の入植開始から1935（昭和10）年に村全体の人口が1,523名になるまでに，1,007名が風土病に倒れたとされる（花蓮縣文化局，1974）。

東を縦断する軽便鉄道には、「吉野駅」も設けられていた。

なお、本研究の分析対象とする時期とは外れるため補足として付け加えておくと、永住を決めていた吉野村の日本人移民は終戦後、中華民国政の陳儀行政長官に残留の嘆願書を提出した。しかし、1946（昭和21）年2月に突然軍部からの引き揚げ命令が出され、4月までにかけて全員が日本に引き揚げた（山口, 1999: 183）。日本人移民が引き揚げた後の吉野村には、花蓮港と、後に行政中心地として大きく発展する花蓮市の市街地に比較的近いということもあって、人口が多く流入した。現在の吉野村は、行政区分上は日本の村に相当する吉安「郷」に属するものの、とくにかつての宮前集落は、花蓮市の近郊集落として大きく発展している。

一方で豊田村は、吉野村からさらに約17km南西となる内陸の、チャカン（知亜干）溪といった花蓮溪の支流によって形成された扇状地の末端において、官営移民村第二号として造成された。もともと一帯は1906（明治39）年来、賀田金三郎が経営していた民営移民村であったが、1910（明治43）年の台東拓殖合資会社による買収および開墾を経て、1913（大正2）年より官営移民村となった（花蓮港庁, 1939）。建設当時は、花蓮溪の支流が村の範囲を縦断しており、宅地や農地は、その中州状になった土地を活用して開発された形となる。なお、これらの支流は後に上流からの土砂の供給によって完全に埋まっていった。村内には当初から、山下、森本（第4図）、中里、大平の4集落が建設されていた（第2図）。豊田村は、



第4図 1913年の豊田村森本集落

Figure 4. Morimoto village of Toyota-mura in 1913.

資料：台湾総督府（1919）『台湾総督府官営移民事業報告書』台湾総督府。

花蓮港や、吉野村といったほかの日本人居住地と軽便鉄道などによって結ばれていたものの、その便は必ずしも良くなかったとされる。豊田村への移民の入植は1913（大正2）年より進み、熊本県などからの移民を中心に、最終的には人口900名を数えた。ただし、花蓮溪支流の水は濁水であって稲作は難しく（筒井, 1932）、甘藷<sup>18)</sup>や煙草の生産が盛んに行われた。その過程において、1912年のほか、1914（大正3）年、1917（大正6）年の台風などによる被害を経験した。

なお、こちらも補足しておく、終戦に伴い日本人移民が引き揚げた後の豊田村には、当時の台湾東部のおかれた政治的状況の中で、先住民族よりも中国本土からの客家系の住民が多く流入した（黄ほか, 2003）。花蓮の市街地からは遠いためか、市街地化はさほど進んでおらず<sup>19)</sup>、現在でも水田やサトウキビ畑に囲まれた農村的景観を呈している。

16) 清水半平の談話として挙げられている。

17) 台湾日日新報（台湾日日新報, 1936（昭和11）年3月3日付）記事によれば、当時すでに「（吉野）村が花蓮港街に近接しているため、（移民村の）子女たちが近頃百姓生活を嫌い、（中略）役人や会社員になりたがり、（中略）夜ともなれば花蓮港のカフェーで遊ぶ者すらあるといふ」という指摘がみられていた。

18) 中村（1982）は、1917（大正6）年の農産として、豊田村では金額にして甘蔗が米の27倍の農業生産額に達していたことを指摘している。

19) 2007年現在では、豊裡村（かつての豊田村字森本）で503戸、人口1,894名となっている（中華総合発展研究院応用史学研究所, 2002b）。



## 2 吉野村および豊田村の集落計画

当初は民営移民村として建設予定であった吉野村および豊田村は、集落計画に共通性がみられる。それは、ほぼ定型で規則的に区画された農地の中央に、比較的面積規模の大きな敷地内に家屋のほか農作業用地や果樹園などを設けることができる宅地を集中的に配置して、集村の形をとるとはいえ「密居型」とならないようにしているというものである（青木ほか, 1987）。一方では、集落の規模が大きくなりすぎないように、「村」の中で集落は複数に分散して建設された。

例えば吉野村では、本研究の分析対象集落である宮前集落を中心に、その南東に指導所および病院などを設けた集落を置いたものの、これらの集落だけでは増大した移民を受け入れることができず、のちにその南東に清水集落、さらに離れて中園集落が建設された（第2図）。また、宮前集落のすぐ西北には支集落も設けられ、徹底して分散化が図られた。このように分散して集落を設けたのは、1集落が肥大化しすぎると各戸とその農地との距離が次第に大きくなることから、集落を分け、それぞれを数10戸から100戸前後に抑えることが適切であるとされていたためである<sup>20)</sup>。ほかにも、当時を知る住民によれば、度重なる自然災害や、マラリアなどの病気による被害を分散させ、「村」の全滅を防ぐ意図があったとされる。先住民族の襲撃も懸念材料としてあり、とくに攻撃の対象となりやすい移民指導所を各集落と距離を置いて配置したことなどは、その懸念の現れであったとされる。

また、移民の募集も秩序をもって進められた。移民募集に応じ、選抜を経て現地に入ることができた移民には、1戸あたり、家屋付き宅地（吉野村では面積約280坪、豊田村では面積約500坪）のほか、水田基準で1甲（歩）5分（約14,549m<sup>2</sup>）、あるいは畑作地基準で一戸あたり約3甲（約29,097平方m<sup>2</sup>）の貸与農地などが割り当てられた（台湾総督府, 1919: 38）<sup>21)</sup>。そして、その過程において行われた移民の募集は道県単位で時間差をもって進められたため、同時期に入植した移民は自ずと同じ道県の出身者で占められることとなった。例えば吉野村の宮前集落では、徳島県出身者が集落居住者の過半を占め（第1表）、同じ吉野村でも他の集落では、その集落自体の開発および入植の時期により、それぞれ異なる道県の出身者が多数を占める形となっている。そして、吉野村集落の建設から10年ほどは、出身県を軸とした人間関係が構築されていたとの指摘（荒武, 2007）もある。

吉野村に若干遅れて建設された豊田村にも、同様の集落計画がうかがわれる。豊田村は中央に本研究の対象集落である森本集落<sup>22)</sup>、その周囲に距離を置いて、北西に山下集落、南東に大平集落と、ほかに森本集落のすぐ南東に同集落の支集落として、かつ、移民指導所なども置かれていた中里集落といったように、当初から4つに分散して集落が設けられた（第2図）。

なお豊田村については、もともと花蓮溪の支流によって形成された中州状の土地のそれぞれに集落を設けていったため、必然的に各集落が一定

20) 平井（2006）によれば、1886年から北海道庁によって進められた北海道の殖民地地区画では、一戸あたり標準5町歩（ほぼ5ha）とする農地区画を割り当てた上で、それぞれに家屋を配置したために、散村的景観が誕生した。これに対し台湾での移民村建設においては、移民課調査係による指摘として、散村とすることにより火災や伝染病被害が軽減される利点を評価しつつも、新植民地における移民村において散村は不適であるとされた。その理由として、集村に慣れた農民が混乱すること、集村は農具や労力の貸借に便利であること、散村では公共施設の建設が不利となることなどが挙げられていた（青木ほか, 1987）。

21) これをもって「新開地における新村に行われた形態の均一化」とし、「農業移民が最初ほぼ均等な社会層に属していた」と評価するむき（中村, 1990）もある。

22) 集落名の由来としては、「森ニ包マレタル神社ノ付近ニアル故」との記録がある（台湾総督府, 1919: 63）。

第1表 吉野村宮前集落への移民の出身地および移住年  
Table 1. Hometowns and immigration years of immigrants in Miyamae village of Yoshino-mura.

	徳島	福岡	山口	その他※1
1910年	50	1	—	8
1911年	15	2	7	15
1912年	1	2	—	1
1913年	—	—	1	3
1914年	2	1	1	1
1915年	—	3	—	8
1916年	—	3	2	2
1917年	—	—	—	2
1918年	—	—	—	—
1919年	—	—	—	—
1920年	1	—	—	—
1921年	—	—	—	—
1922年	—	1	—	—
1923年	—	—	—	—
計	69	13	11	40

資料：荒武（2007）。『台湾に於ける母国人農業殖民』（1929）を整理したもの。単位：組。

※1 この「その他」には、以下の道県が含まれる。愛媛、長野、千葉、香川、福島、群馬、北海道、新潟、秋田、熊本、広島、宮城。

※2 参考までにこの集計方法によれば、同じ吉野村の清水集落への移民の出身地は広島（25組）、香川（23組）、佐賀（20組）、山口（16組）、その他（37組）となる。草分集落への移民の出身地は熊本（17組）、福岡（13組）、広島（11組）、佐賀（9組）、香川（9組）、その他（9組）となる。

の距離をおいて配置される形となる。その中で、例えば森本集落においては熊本県出身者が多かったといったように、やはり特定の道県出身者で多く占められる形となった<sup>23)</sup>。ただし、特定の道県の出身者が占める割合は、吉野村のそれと比較してさほど大きくなかった（第2表）。また、豊田村では当初から地力の不均衡が懸念されており、いったん移民に抽選で農地を割り当てた後も、世帯間の農業収入の不均衡を是正するための土地の再調査を余儀なくされていたとされる<sup>24)</sup>。

第2表 豊田村森本集落への移民の出身地および移住年  
Table 2. Hometowns and immigration years of immigrants in Morimoto village of Toyota-mura.

	熊本	山口	広島	その他※1
1910年	—	—	—	—
1911年	—	—	—	—
1912年	—	—	—	—
1913年	18	8	8	19
1914年	—	1	1	6
1915年	—	—	—	—
1916年	—	—	—	—
1917年	—	—	—	1
1918年	—	—	—	1
1919年	1	—	—	—
1920年	—	—	—	—
1921年	—	—	—	—
1922年	1	—	—	—
1923年	—	—	—	—
計	20	9	9	27

資料：荒武（2007）。『台湾に於ける母国人農業殖民』（1929）を整理したもの。単位：組。

※1 この「その他」には、以下の道県が含まれる。徳島、愛媛、福岡、高知、佐賀、香川、福井、山形、北海道、山梨、鹿児島。

※2 参考までにこの集計方法によれば、同じ豊田村の大平集落への移民の出身地は福岡（24組）、山口（9組）、その他（37組）となる。山下集落への移民の出身地は熊本（8組）、福岡（7組）、佐賀（7組）、その他（17組）となる。

これら吉野村および豊田村で移民にそれぞれ割り当てられた宅地および農地については、入植後4年目から始まる10年間の代金納付（台湾総督府、1919: 38）を経て、国庫扱いの貸与から個別入植者の所有へと払い下げられていった。またその間に、吉野村および豊田村は、1917（大正6）年、1918（大正7）年にそれぞれ移民指導所を廃して居住民会を組織し、移民事業を自治運営に切り替えた。

23) 段階的に集落を増設して移民を割り当てていった吉野村とは異なり、豊田村ではほぼ同時期に一度に複数の集落を建設した上で、移民を一気に割り当てたとみられる。

24) 青木ほか（1987）によれば、吉野村でも後発となる清水集落からは、移民間の不公平を防ぐために、農耕地の区画自体は耕作に便利な1町歩（60間×50間）を単位としつつ、区画割りを細分化し、その割り当ては抽選によって行うよう変更したとされる。こうした対応が、豊田村では当初から採られたものと思われる。

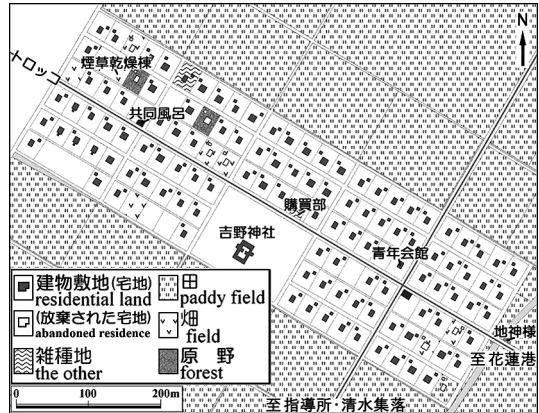
### III 地籍資料などから見た払い下げ進展時の 日本人移民村

先述したように、研究対象集落一帯の地籍図および土地台帳は、吉野村については1925（大正14）年、豊田村については1929（昭和4）年からの記録しか残されていないため、それぞれの集落が造成された当初の様子を知ることはできない。しかしながら、これらの時期以降については、入植時期が早く、土地代金の納付が順調に進んで払い下げが完了した移民の所有地筆分から、土地台帳への記載が行われていった。本章では、それぞれの日本人移民村の中心集落として、吉野村から宮前集落の一帯、豊田村から森本集落の一帯を選び、地籍図および土地台帳をもとに、払い下げが進んだ時期の両集落内およびその周囲の構造を復元する。同時に、『官営移民事業報告書』に記載された建設当初の図面などとの比較を通して、移民村の建設後から各移民への払い下げが進んだ時期までにどのような過程を経たのかについても検討する。

#### 1 吉野村宮前集落の状況

1919年の『官営移民事業報告書』によれば、吉野村の宮前集落では、西北西-東南東方向に伸びる長方形の敷地を大きく10区画に分けた街区が設定され、そのうち中央南側の街区に集落名の由来となった吉野神社（台湾総督府，1919: 62）を配した上で、残る9つの街区に計135の宅地用区画が設けられた。また集落の周囲には、約1甲5分積の長方形の農地が整然と並ぶように設定された。

土地台帳によれば、1927（昭和2）年から1929（昭和4）年にかけて、ほとんどの地筆の払い下げが完了した。この、払い下げが一段落した時期（1930年初頭）を基準に、地籍図および土地台帳の記載から宮前集落内を見つめる（第5図）と、まず、集落内の計135の宅地用区画は、実際には



第5図 払い下げ期（1930年前後）の吉野村宮前集落とその周囲の土地利用

Figure 5. Land use in Miyamae village of Yoshino-mura and its surrounding area at the stage of disposal in around 1930.

（地籍図・土地台帳をもとに作成）

建物については『官営移民事業報告書』の図面を参考にした。

複数の区画を合わせて1筆としたところが2ヶ所、逆に1つの区画を細かく2つの地筆に割ったところが3ヶ所あり、差し引きで135の地筆に分けられていた。このうち、もともとの区画の大きさのままで1筆として登録された地筆の地目を確認すると、「建物敷地（宅地）」が120筆、8筆が「畑」、2筆が「原野」、1筆が「田」、1筆が「雑種地」となった。また、集落内の西方では、2区画を1筆とした1地筆と3区画を1筆とした1地筆が「畑」として登録された。そして、集落の中央を東西方向に貫く街路沿いでは3ヶ所で、1つの宅地区画を2筆に分けて、小さい方の地筆を「雑種地」、大きい方の地筆を「建物敷地（宅地）」としているところがみられた。集落の周囲には、面積約1甲5分単位で長方形の「田」地筆が整然と並んでいた。

こうした状況を、『官営移民事業報告書』や各種文献に記された建物・施設配置などと比較することによって、集落の建設後から払い下げの時期までの変化と、結果として払い下げの時期に生み

出されていた集落の空間構成とを分析する。まず、『官営移民事業報告書』で示されている図面においては、計135設けられていた宅地用区画のうち、121の区画に家屋が描かれている。これは、同報告書に記載された1917（大正6）年当時の宮前集落の居住戸数である120戸、および土地台帳に記載された払い下げ期の「建物敷地（宅地）」120地筆とほぼ一致している。これら、同報告書の図面において家屋が描かれていた区画は、先述した、地籍図などにおいてももとの区画の大きさのまま「建物敷地（宅地）」1筆として記載された地筆とほぼ対応した。一方で、図面で家屋が描かれていなかった2区画は、土地台帳などにおいては「畑」地筆として記載されており、とくに集落西方の、図面において複数の区画にまたがって家屋が描かれていなかった箇所も、地籍図などにおいて複数の区画を1筆にまとめて「畑」地筆とした箇所と対応した。これら後二者の区画では、結果的に家屋が建てられなかったか、建設直後に家屋が失われ、宅地とすることが断念されたものと推測される。さらに、同報告書の図面で家屋が描かれていながら、土地台帳などにおいては「建物敷地（宅地）」ではなく「畑」地筆として記載された区画が9区画あり、これらの区画も、払い下げ時までには家屋が失われ、再建もできなかった可能性がある。

そして、地籍図などにおいて記載された、もともとの宅地用区画が分割され、「雑種地」となった小さい方の地筆は、各種文献によれば共同風呂や購買部<sup>25)</sup>、水道タンクといった公共施設が設けられたところと一致する。また、『官営移民事業報告書』の図面では家屋が描かれていなかったものの、地籍図などにおいては「建物（宅地）」として記載されていた区画が、4地筆のみであるが存在した。このように宮前集落では、集落の建設

から払い下げまでの期間に建物が少なからず失われた一方で、それを補うほどではなかったものの新規の建物も建てられ、その中で公共施設の整備が進んだものと思われる。

なお、次章であらためて詳細に述べる宮前集落内およびその周囲の土地所有関係については、水路や地神<sup>26)</sup>などによって農地が分断されている箇所を除いて、土地所有者1名が「建物敷地（宅地）」と「田」とをそれぞれ1筆ずつ所有する原則がよく守られていた。

## 2 豊田村森本集落の状況

豊田村の中心集落である森本集落は、『官営移民事業報告書』によれば、全体としては北北東—南南西方向に少しだけ長い、ほぼ正方形の敷地に展開されていた。その内側には8つの街区が設定され、さらに、それぞれが前節で見た吉野村の宮前集落のそれと比べてほぼ倍の面積となる、計84の区画に分けられていた。

土地台帳によれば、1929（昭和4）年から1932（昭和7年）にかけて、ほとんどの地筆の払い下げが完了した。この、払い下げが一段落した時期（1933年初頭）を基準に、地籍図および土地台帳の記載から当時の森本集落内を見てみると、集落内の計84の宅地用区画は、実際には1つの区画を2つの地筆に分割したところが8ヶ所あり、計92の地筆に分けられていた。このうち、もともとの区画の大きさのまま1筆とされた76筆の地目については、60筆が「建物敷地（宅地）」、11筆が「原野」と記載されている。また、先述した2筆に分割された宅地用区画8ヶ所はいずれも、小さい方の地筆は「井戸」、残りは「原野」として登録されている。実質的に各「井戸」にそれぞれ1区画分がまるまる割り当てられている形となり、森本集落における井戸の重要性がうかがえる。

25) 花蓮港庁（1939）によれば、1920（大正9）年前後に吉野村信用販売利用組合が設立された。

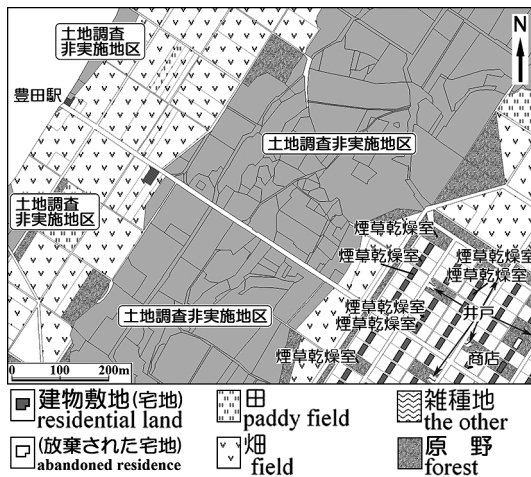
26) いわゆる「土地公廟」で、終戦後も、「慶天宮」として信仰の対象となっている（中華総合発展研究院応用史学研究所、2002b）。

前節で見た吉野村の宮前集落と大きく異なっていたのが、その周囲の農地などの状況である。なお森本集落は、集落（宅地群）のすぐ東南側から隣接する中里集落（字中里）となっており、森本集落居住者の農地は集落の北西方向に展開していたため、本研究では農地については相対的に西北側に注目する（第6図）。まず、地籍図などで見ると、同集落は特徴として、その周囲を細長い「原野」地筆として示された防風林に囲まれていた。その防風林の外側に整然とした農地が設定されていたが、その地割は集落のすぐ北西側で途切れ、500mほどの帯状の、日本統治時代には地目や土地所有者を確定できなかった「土地調査非実施地区（国庫所有地）」が横たわっていた。同地区を越え、軽便鉄道の豊田駅やその北西に設けられていた山下集落の方に向かうと、再び「畑」地

筆と、わずかな「田」地筆とで構成された農地が展開することになる。しかも、これらの「畑」「田」地筆は、全体的な農地割こそ長方形の区画をみせているが、その内側はさらに短冊状に細かく分割され、1筆あたり面積の大小が著しかった。

このうち森本集落内の状況について、1919（大正8）年の『官営移民事業報告書』の図面や、各種文献に記された施設配置などと比較する。同報告書の図面では、森本集落内の84の区画のうち65区画に家屋が描かれていた<sup>27)</sup>が、地籍図などにおいては1933（昭和8）年の時点で、先述したように「建物敷地（宅地）」は60筆（区画）にとどまり、残る5区画が「原野」地筆と記載されていた。これらの5区画は森本集落の東南側に集中していた（第6図の図枠外）。これらの区画では、払い下げ時までに家屋が失われ、再建もできなかったとみられ、「原野」地筆としての記載はその実態を反映したものと思われる。ただし、これらの「原野」地筆の一部と、同報告書の図面の時点で家屋がみられずそのまま「原野」として記載されていた区画の一部には、この地域の主産物の一つであった煙草の乾燥室があったとの記録もあり、これらの敷地も地籍図などにおいては「原野」として記載されてしまっている可能性がある。ほかに、同報告書の図面で建物が描かれていなかった区画が「建物敷地（宅地）」地筆として記載されたところは、森本集落においてはみられなかった。

なお、森本集落内およびその周囲の土地所有関係については、次章であらためて詳細に述べるように、吉野村の宮前集落とは大きく異なり、非常に複雑な関係となっていた。



第6図 払い下げ期（1933年前後）の豊田村森本集落とその周囲（北西方向）の土地利用

Figure 6. Land use in Morimoto village of Toyota-mura and its surrounding area at the stage of disposal in around 1933.

（地籍図・土地台帳をもとに作成）

森本集落の農地を強調するため同集落北西を中心に図示。建物については『官営移民事業報告書』の図面を参考にした。

#### IV 地籍資料などから見た日本人移民村の変化

両集落の一带において土地台帳や地籍図が整備されはじめた1920年代の後半から20年近くが

27) これは、『官営移民事業報告書』（台湾総督府，1919）に記載された森本集落の居住戸数である65戸と一致する。

経過した1945（昭和20）年8月の終戦をもって、台湾総督府を通じた台湾の植民地統治は終了する。その後Ⅱで述べたように、吉野村および豊田村といった日本人移民村からは段階的に日本人が引き揚げていくことになるが、それまでの過程において、2つの対象集落はそれぞれ異なった空間的変容をみせることになる。それらはとくに、集落の居住者の動向に大きく左右された。本章では、土地台帳などの記載をもとに、1930年前後から終戦までの対象集落の変化について述べる。

### 1 吉野村宮前集落の変化

宮前集落に関して、地籍図などにおいて地目として示される土地利用には、終戦時までさほど大きな変化はみられなかった。ただし、払い下げ期には「建物敷地（宅地）」であった地筆のいくつかが1936（昭和11）年に揃って「畑」地筆となっており<sup>28)</sup>、この時までには家屋などの建物が失われた可能性がある。逆の例として相対的に集落の北西側において、『官営移民事業報告書』の図面では建物があるとされながら払い下げ期には「原野」地筆となっていたものの、一時再び「建物敷地（宅地）」となり、終戦近くなって「畑」となった地筆が1筆のみみられた。

このように土地台帳上、土地利用にはあまり変化のみられなかった宮前集落であるが、集落内の居住者には著しい変化があったことが、同台帳上における各地筆の土地所有者に関する記載を追うことで確認できる。払い下げ期の宮前集落には、「建物敷地（宅地）」の地筆数と同じく計120名の土地所有者が記録されていたが、このうち67名が、本人がそのまま、あるいは相続を通じて親族が土

地所有者となることで、一帯において土地を所有し続けて終戦を迎えたことになる。残る50名あまりの土地所有者が、宮前集落から離村したか、現地で亡くなった可能性がある。それらの土地所有者は、一帯に土地を所有し続けていても本人は居住地を集落外に移していたり、新規の土地所有者に土地の所有を移動させて土地台帳から名前が消えたりしていた。うち34名は、台帳上の記載から、再移住先が明らかとなる（第3表）。行き先として花蓮港や、鳳林・玉里といった別の日本人移民村など比較的近い地区に移った土地所有者がみられる一方、日本本土に戻った土地所有者もみられる。この中で、同集落への移民の出身地の過半を占めていた徳島県は、その再移住先としてあまり挙がらなかった。また、宮前集落以外に居住地を移した土地所有者のうち3名は、終戦までに再び宮前集落に居住地を戻している。なお、これら土地所有者の居住地移動の時期は、とくに1930年に集中した<sup>29)</sup>。残る19名の土地所有者の所有地については、新規の土地所有者に土地の所有が直接移動しており、当初の土地所有者のその後の行き先が不明である。

これら土地所有者の離村と、それに伴う新規土地所有者の流入は、宮前集落とその周囲の農地における土地所有関係も変化させることになる（第7図）。まず宮前集落では、払い下げ時から一部の例外を除いて、土地所有者1名について「建物敷地（宅地）」1筆および「田」1筆の所有関係が明確であり<sup>30)</sup>、吉野神社の敷地や建物の無かった区画などは国庫所有（国有地）となっていた。その後終戦時までには、集落周囲の農地については、払い下げ時の所有者がそのまま所有し続けるか明

28) ただし、このように複数の地筆で同時に地目が変更されている時には、実際に土地利用が一斉に転換された可能性もあるが、多くは一帯での実態調査が行われて地目が変更された例が少なくない。当時の土地台帳は地税徴収の根拠とされていたため、関係職員によってたびたび実態調査が行われ、職務権限で地目が変更される場合があった。

29) この1930年は、Ⅱで述べた台風による被害が著しかった年と一致する。

30) 1933年当時であろうと思われる記録（吉野村居住民会、1934）には、当時の吉野村全体の農家300戸のうち、5甲以上を所有しているのは36戸にすぎず、3甲以上5甲未満が178戸、2甲以上3甲未満が38戸、1甲以上2甲未満が24戸で圧倒的に3甲以上5甲未満の農家が多く、1甲以下は24戸のみであったことが示されている。

第3表 吉野村宮前集落からの土地所有者の再移住  
 Table 3. Emigrations of landowners in Miyamae village from Yoshino-mura.

移住先 年	日本本土							台湾							不明	計
	北海道	兵庫	広島	山口	徳島	愛媛	福岡	台中	台南	台東	花蓮港	鳳林	玉里	その他 花蓮港 庁内		
1927年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1
1928年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
1929年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	3	5
1930年	2	1	1	1	1	—	3	—	—	—	3	—	—	3	3	18
1931年	—	1	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1	3
1932年	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	2
1933年	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	—	—	—	1	3
1934年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	3	5
1935年	—	—	—	1	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1	4
1936年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	2
1937年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	1
1938年	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1	—	—	—	1	3
1939年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1	2
1940年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1941年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1942年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
1943年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1
不明	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
計	2	3	1	2	3	1	3	1	1	1	9	1	3	3	19	53

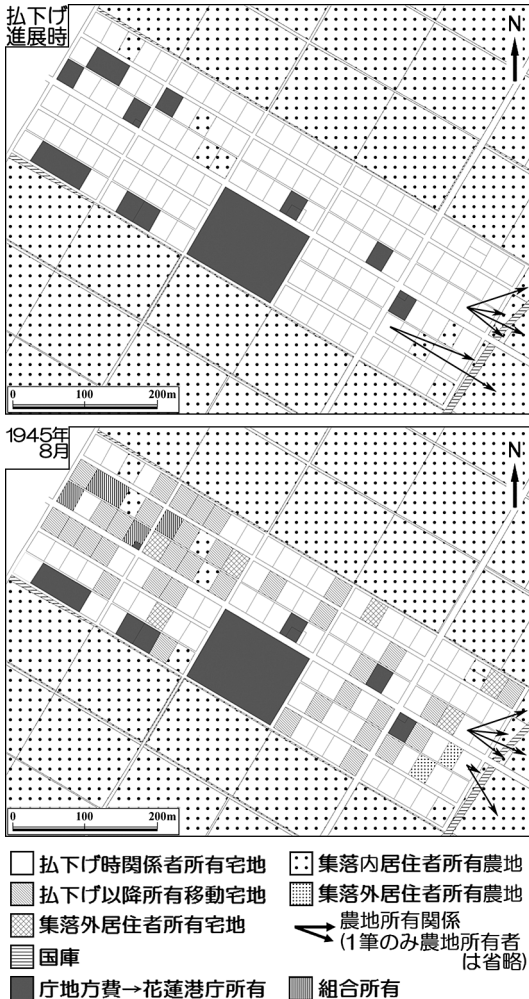
資料：土地台帳

※宮前集落の払い下げ当初の土地所有者は120名。うち67名が1945年8月まで継続（相続含む）して一帯に土地を所有。  
 ※上記再移住者中3名が再び宮前集落に戻っている。

らかに相続が行われただけで、依然として土地所有者1名について「建物敷地（宅地）」1筆および「田」1筆の所有関係がほぼ守られた。

一方で、土地所有者の流出によって大きく変化したのが、集落内の土地をめぐる所有関係である。終戦時までに宮前集落内では、土地所有者自身が宮前集落外に居住地を移すなどしてその所有を手放した地筆が多数出現した。ただし、それらの所有の大部分は、あくまで集落内に居住する別の土地所有者に移り、集落外に居住する人々の所有となったところは少数の地筆にとどまった。こうして、宮前集落内に複数の「建物敷地（宅地）地筆」をもつ土地所有者がみられるようになった。その過程において、土地所有者どうしの宮前集落内での居住地（住所）の関心に興味深い変化

が生じた（第8図）。もとより、各移民の集落内での居住地が抽選や入植の時期によって機械的に決められたとされるのを反映し、払い下げ期となる1930年代になっても、姓も『台湾総督府文書』に示された本籍道県（1926年時点）も同じという親族関係の可能性のある移民どうしが、しばしば集落内でも離れた地筆に居住していた。払い下げ後、離村者の出現とともにその居住地や農地の跡が生じることとなったが、その際には多くが、隣接する地筆に居住する土地所有者の所有となった。また、一見すると新規に集落内の土地を所有するようになった土地所有者もみられたが、その多くは払い下げ時からの居住者かつ土地所有者と同じ姓であることから、それらの人々との親族関係などをもって流入したのではないかと想定され



第7図 宮前集落とその周囲の土地所有の変化 (1930年頃～終戦時)

Figure 7. Change of land ownership in Miyamae village and its surrounding area.

(地籍図・土地台帳をもとに作成)

る。そして、こうした新規の土地所有者は、離村者の居住地や農地の跡を活用することで、親族関係の可能性のある土地所有者の居住地筆に比較的近接した地筆を居住地としやすかった。結果として終戦時には、少なくとも姓が同じであり親族関係の可能性のある土地所有者どうしが隣接あるいは1筆挟んで、または向かい合わせの地筆に居住している組み合わせが、12ヶ所と多くみられた。

以上見てきたように、吉野村宮前集落において

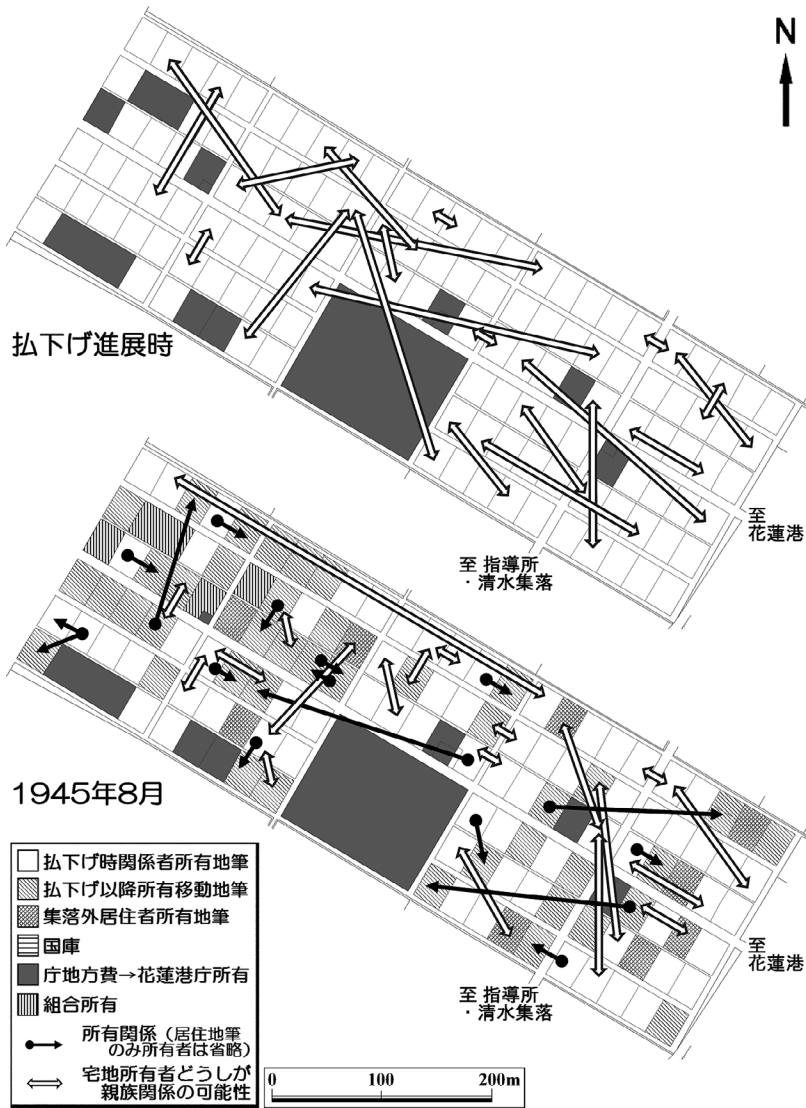
は、移民へ貸与（後に払い下げ）するための家屋などの建物と、定型かつほぼ均等な面積の農地とを用意して移民村を建設したものの、その建設の前後から建物が失われ続けた可能性があった。その後、さらに台風などの被害を契機に一部の移民が離村していったが、それら離村者の所有地は、当初からの居住者や、それらの人々と親族関係があるとみられる人々にその所有が移されることが多く、集落内とその周囲の土地が集落と関係の薄い人間の手に渡ることは少なかったとみられる。そして、離村者の居住地跡が活用され、親族関係の可能性のある移民どうしが比較的近い地筆に居住する関係が強められていったことが明らかとなった。

## 2 豊田村森本集落の変化

森本集落に関しては、土地台帳上で地目として示される土地利用に、早い時期から変化がみられた（第9図）。払い下げ期には「畑」が圧倒的に多かった集落周囲の農地の一部が1930年代半ばに「田」に代わるなどし、この間の農業水利の改善が効を奏したことがうかがえる。

一方で、集落内の居住者にはやはり変化が生じていた。払い下げ期の森本集落には計60名の土地所有者がいたことが記録されており、このうち42名については本人がそのまま、あるいは相続などを通じて親族が、一帯において土地を所有し続けて終戦を迎えたことになる。残る18名が、終戦時までには森本集落を離れたか、亡くなった可能性がある。そのうち8名まではその後の行き先が判明しており、日本本土に戻ったのが2名、台東をはじめとする台湾内の他地域に移ったのが6名であった（第4表）。なお、これら土地所有者の居住地移動の時期は1939年に集中した。前節で見た吉野村宮前集落と比較して土地所有者の変化は少ないものの、その後の行き先が不明の土地所有者の比率が高く、現地で亡くなった移民が相対的に多かった可能性も指摘される。





第8図 宮前集落内の土地所有および宅地所有者どうしの居住地関係の変化  
 Figure 8. Changes of land ownerships and residences of landowners who were relative in Miyamae village.  
 (地籍図・土地台帳をもとに作成)

土地所有者の離村と、それに伴って新規土地所有者が流入することによる土地所有者の入れ替わりは、とくに集落周囲の農地の土地所有関係を大きく変化させた(第10図)。もともと豊田村ではIIで述べたように、集落の周りに花蓮溪支流跡である未開発地区が帯状に横たわり、農地としての開発地が大きく分断されていた。また、地力の不均衡に伴う世帯間の農業収入格差は正のための土

地の再調査の結果から、農地も当初から、移民村建設時の区画がさらに複雑に細分化され、不定形で面積もまちまちな状況で展開されていた。そして払い下げ期の時点で、集落内の土地所有者はその多くが、未開発地をまたいで遠く離れたところに点在する、複数の地筆に分割された農地を所有しているという土地所有関係をみせていた。それでも豊田村では、集落の建設からしばらくは、

各土地所有者がそれぞれほぼ平等に、合計すると平均で面積3甲の畑(および若干の田)を所有

しているという関係が成り立っていたとされる<sup>31)</sup>が、これが、終戦時までに一部の土地所有者が離村していく過程において、集落内に残った土地所有者に集約されていく形となった。その結果、森本集落に居住する土地所有者の中には、合計すると広大な面積の農地を抱える者が現れた。

また集落内でも、少数であるが土地所有者が離



第9図 森本集落周囲(北西方向)の土地利用変化(1934年頃~終戦時)

Figure 9. Change of land use in Morimoto village and its surrounding area.

(地籍図・土地台帳をもとに作成)

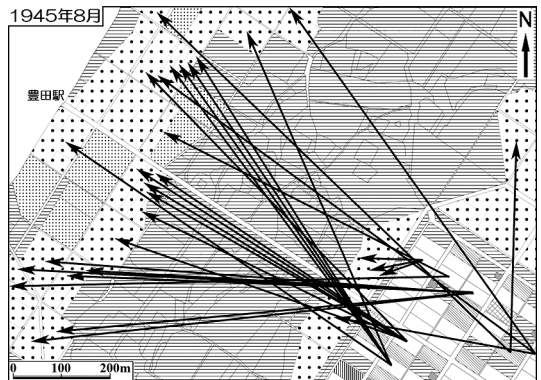
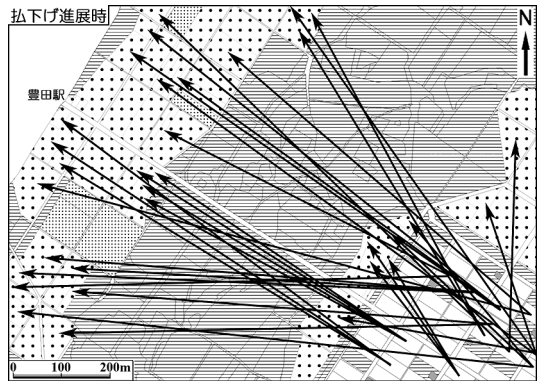
第4表 豊田村森本集落からの土地所有者の再移住

Table 4. Emigrations of landowners from Morimoto village of Toyota-mura.

移住先年	日本本土		台湾				不明	計
	埼玉	広島	台東	壽	鳳林	玉里		
1930年	—	—	—	—	—	—	1	1
1931年	—	—	—	—	—	—	—	—
1932年	—	—	1	—	—	—	—	1
1933年	—	—	1	—	—	—	—	1
1934年	—	—	—	—	—	—	2	2
1935年	—	—	—	—	—	—	1	1
1936年	—	—	—	—	—	—	1	1
1937年	—	—	—	—	—	—	—	—
1938年	—	—	1	—	—	—	1	2
1939年	—	1	—	1	1	—	3	6
1940年	—	—	—	—	—	—	—	—
1941年	1	—	—	—	—	1	1	3
計	1	1	3	1	1	1	10	18

資料：土地台帳

※森下集落の払い下げ当初の土地所有者は60名。うち42名が1945年8月まで継続(相続含む)して一帯に土地を所有。



第10図 森本集落周囲(北西方向)の土地所有の変化  
Figure 10. Change of land ownership in Morimoto village and its surrounding area.

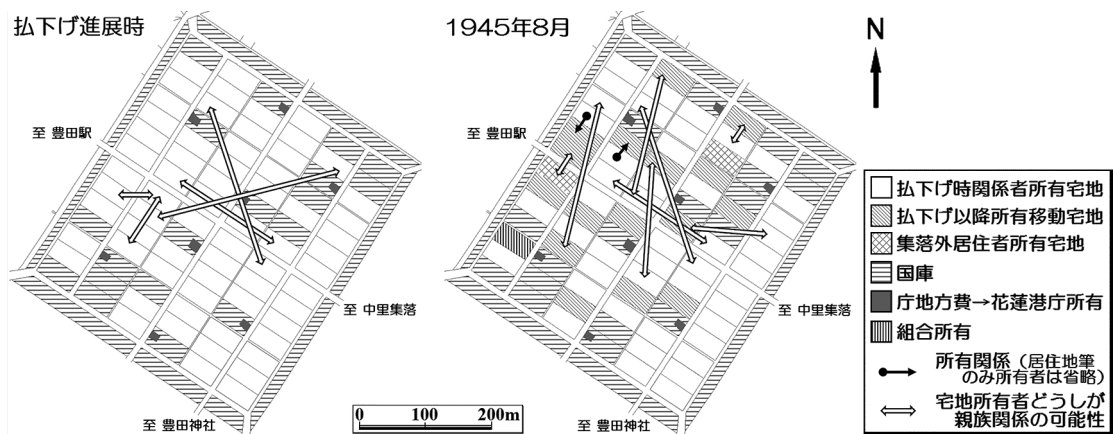
森本集落の農地を強調するため同集落北西を中心に図示。(地籍図・土地台帳をもとに作成)

31) 『官営移民事業報告書』(台湾総督府, 1919: 233)によれば、1戸あたりの所有農地は、1913(大正2)年の時点では畑が約2.15甲であったのが、多少の増減のあと1917(大正6)年には畑がちょうど約3甲、田が約0.23甲となり、畑については当初の計画通りの面積となっていた。

村することによる変化がみられた（第11図）。まず、吉野村宮前集落と同様にここ森本集落においても、払い下げ期となる1930年代になっても、姓も『台湾総督府文書』に示された本籍道県（1926年時点）も同じという親族関係の可能性がある移民どうしが、集落内でも離れた地筆に居住している例がみられやすかった。その後終戦時までに、土地所有者が宮前集落外に居住地を移すなどしてその所有を手放した地筆のうち2筆が、隣接する地筆に居住する土地所有者の所有となった。そして吉野村の宮前集落と同様に、新たな土地所有者が流入する過程においてやはり、少なくとも姓が同じであり親族関係の可能性がある土地所有者どうしが隣接あるいは近接する地筆に居住するようになったところが、2ヶ所でみられた。ただし森本集落においては、それよりも多く、姓が同じであり親族関係の可能性があるながら離れた地筆に居住する土地所有者どうしの組み合わせが新たに生じていた。

ところで森本集落については、当時豊田村内に居住していた下村郁一氏により、終戦近い時期の集落内各戸代表者の氏名に加えて、吉野村宮前集

落については把握が難しい同時期における各戸代表者全員の出身道県が示されている<sup>32)</sup>。これを参考に、森本集落全域内での土地所有者の居住地変化について土地所有者の出身道県をとくに重視した分析を行う（第12図）。払い下げ期においては、その時点で42名残っていた当初からの土地所有者あるいはその親族について、集落内の特定の一角に同じ道県の出身者が固まって居住しているといった傾向はみられにくかった。この払い下げ後、終戦時までに流入した土地所有者は、南側に残されていた宅地となっていなかった地筆に加えて、少なくとも同じ道県出身の離村者の居住地跡を活用して居住地を構えていることが多かった。このうち後者の土地に居住するようになった新たな土地所有者は、自身と同じ道県出身の離村者と入れ替わる形で森本集落に移ってきたことも想定される。この想定を後押しすることとして、この下村郁一氏の回想において終戦近い時期の森本集落住民の出身道県の構成が、熊本県出身者17名、山口県出身者7名、広島県出身者7名などとされていることが挙げられる。この出身道県別の比率

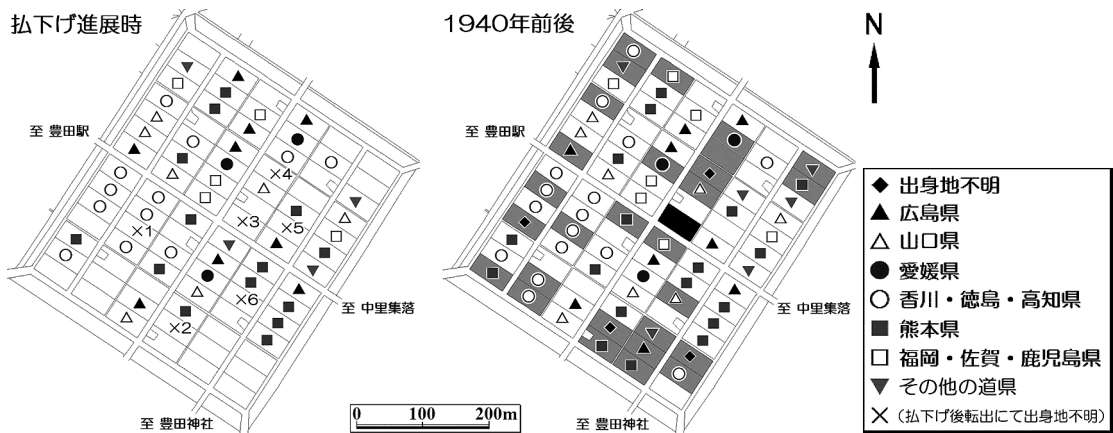


第11図 森本集落内の土地所有および宅地所有者どうしの居住地関係の変化

Figure 11. Changes of land ownerships and residence of landowners who were relative in Morimoto village.

（地籍図・土地台帳をもとに作成）

32) 『壽豊郷志』（中華総合発展研究院応用史学研究所，2002b）に掲載された下村郁一氏の回想による森本集落の住民構成図は、土地台帳における1940年頃から終戦時にかけての集落内の土地所有者の記載ともよく合致している。



第12図 森本集落内に居住する各土地所有者の出身地とその変化

Figure 12. Hometowns of each landowners in Morimoto village and changes of them.

荒武 (2010) に示された『台湾総督府文書』の記載と『壽豊郷志』に記載された下村郁一氏の回顧をもとに出身地別に分類。黒塗り地筆は商店、薄黒塗りの地筆は払下げ後に土地の所有が移動した地筆。

は、同集落の建設直後のそれ (第2表) とさほど変化しておらず、その後とくに特定道府県の出身者が多く増加あるいは減少したわけではなかった。

以上見てきたように豊田村森本集落においても、移民へ貸し付け (後に払い下げ) するための家屋などの建物と農地とを用意して移民村を建設したものの、農地については地力が不安定で未開発地も広大に広がっていたため、当初から面積や場所もまちまちな農地を割り当てざるを得なかったとみられる。そのため移民によっては、自身の居住地から非常に遠いところに分散して農地を所有することになった者も生じた。その上でのちに移民の一部離村が起り、離村者の農地は集落に残っていた土地所有者のもとに集約されていった。いずれにせよ、集落内とその周囲の土地が集落と関係の薄い人間の手に渡ることは少なかった可能性がある。

## V 日本人移民村のプランニングと実際

II で見たように、台湾東部における日本人移民村は共通して、現地の厳しい自然的・社会的条件のもとで、入植した移民の定着を目指して建設が

進められた。移民村では、その集落プランニングとして、移民1戸に、余裕を持った宅地に設けられた家屋、畑で3甲あるいは水田で1甲5分という農地を用意することを前提にした上で、自然災害や疫病などから移民を守ることも意図した集落計画および農地配置が行われていた。そして居住者についても、官営移民村として移民の募集には道府県が直接関わり、応募者の中から厳選を経た移民を受け入れていった。このように、非常に計画的に進められていった日本人移民村の建設であったが、本研究で対象とした日本人移民村集落についての詳細な分析で明らかになったのは、その後の終戦時まででどうしても、移民村の建設計画と現実の集落とにギャップが生じていたことであった。

その一つとして、まず農地割り当ての難しさを挙げる事ができる。徳島県からの移民が過半を占めていた中で、早い時期に農業水利の問題が改善されていった吉野村宮前集落の一带では、移民1戸あたり水田で1甲5分といった割り当てが順調に進み、同面積を単位とする計画的な農地区画が当初から本領を發揮した。しかしながら、この宮前集落と比較して多様な道県からの移民で構成

された豊田村森本集落の一带では、これらの、移民に均等に農地を割り当てるという計画が、広大な未開発地の存在と地力の不均衡とに大きく阻まれたようである。そして同集落については、再調査および再割り当ての中で、当初の農地区画を細分しつつ複雑に農地が割り振られ、各移民の所有農地が分散かつ錯綜した状態とならざるを得なかった。このように、安定した移民村の建設計画には、バックグラウンドとして広い範囲で均衡の取れた地力を持つ敷地が求められる。この点で、内陸部であり、大河に近かった豊田村は、吉野村と比較して不利な立地にあったといえよう。

また、移民の居住地となる集落自体が抱えていた問題も挙げられる。吉野村宮前集落および豊田村森本集落では、台風や風土病にも見舞われる環境であったため、すでに払い下げまでの段階から集落内の家屋が次々と失われ続けていたようであり、その傾向は、やはり内陸部である森本集落の方が著しかった。そうした中でとくに、宮前集落内ではその西側、森本集落内ではその東南側において、「建物敷地（宅地）」から転換されてしまう地筆が多くみられた。これらの地筆は、前者では花蓮港から遠い側、後者では軽便鉄道の「豊田駅」から遠い側に相当し、こうした相対的に不便な場所の家屋が倒壊するなどした場合には、再建されることも難しかったと思われる。かくして両集落内には、計画とは異なり、「原野」地筆や「畑」地筆が出現した。

そして、両集落の条件の差違の中で、払い下げ後においては両集落内の移民の動きに違いがみられることになる。豊田村の森本集落と比べれば自然的条件が良く、花蓮港に近いなど交通条件にも恵まれた吉野村の宮前集落は、集落内を早々に埋めていった家屋が払い下げ後に失われることは少なかった一方で、移民には大きな動きがみられた。そこではとくに、集落を離れて日本本土に向かったり、さらに台湾内の他の移民村へと移住したりといった外部への移動が目立っており、同集落は

少なくとも移民にとっていわば中継点となっていた可能性がある。それに対して豊田村の森本集落は、結果的に多くの移民にとって最終到達地となって終戦を迎えたと考えられる。同集落は自然的条件が相対的に過酷であり、交通条件にも恵まれない中で、払い下げまでの時点で家屋がかなり失われ、その後、現地で亡くなったとみられる移民も少なくなかったと想定されるものの、多様な道府県からの新たな移民の家屋により集落内が埋められ、その後の移民の移動の多くも集落内部にとどめられたことが確認された。しかし、このように移民の動きには違いはみられても、両集落では基本的に集落に関係の薄い人間が新規に流入することは阻止されていた。その結果、共通して離村者の「建物敷地（宅地）」を隣接して居住する土地所有者の所有とするといった対応もはかられやすかった。

以上のように台湾東部における移民村では、その厳しい条件のもとで、当初のプランニング通りにいかなかったと思われる集落および農地の変化がみられることが明らかとなった。しかし一方で、離村者が出たこと自体が、集落内における各移民の新たな動きを生み出していた。吉野村および豊田村では、入植時期や抽選によって機械的に居住地が割り当てられるという計画的な移民村ならではの条件として、各移民は親族関係があっても分散して居住することを求められていた。こうした条件が、離村者が出たあとの「建物敷地（宅地）」の活用により結果的に少し解消され、そこうまく新たな移民を引き入れたり、集落内部での移民の移動を伴ったりして、親族どうしが隣接あるいは近隣の地筆に居住できるように再構成されていくといったことも起こったといえる。また農地については、とくに豊田村の森本集落では離村者の農地が残った移民の所有となり、各戸にほぼ一定面積の農地を割り当てるという原則が崩れて、特定の移民に農地の所有が集約されていく過程が顕著にみられた。

## VI おわりに

本研究では、地籍図および土地台帳といった地籍資料を活用することによって、日本統治時代の台湾東部における日本人移民村の集落構造とその建設後の変化とを、実証的に明らかにすることを目指してきた。そして、従来研究で盛んに参照されてきた『官営移民事業報告書』とそこに掲載された図面、当時の住民の証言を含めた各種文献からの情報を越えるものとして、地籍資料から得られる詳細な土地利用およびその変化の過程と、土地所有関係の変化の過程とを示した。とくに、地籍資料を活用することで、離村者の発生状況と、それによる集落構造の変化への影響についても注目することができた。

しかし一方で、地籍資料を基礎資料としたゆえの限界があったことも否定できない。土地台帳はあくまで徴税を前提とした記録であり、そこに示された地目やその変更時期が、実際の土地利用やその変化の時期と若干ずれている可能性がある。また、土地台帳に記載されているのは土地所有者のみで、その家族や、土地を持たないいわゆる小作として集落に居住していた人々の実態については明らかにすることができない。さらに、本研究で親族関係の可能性があると判断された土地所有者どうしの関係も、厳密には断言できなかった。こうした点から、日本人移民村についてのさらなる追究のためには、日本本土に戻った居住者によって各地で結成されている住民会などへのさらなるアプローチも求められよう。こうした反省点をふまえて筆者は、今後も台湾各地の日本人移民村について、多様な資料や方法を用いた多面的な分析を試みたい。

[付記] 本研究の内容は、2007年11月に関西学院大学で開催された人文地理学会大会において発表したものである。さらに、2011年10月に中部大学名古屋キャンパスで開催された名古屋地理学会・人文地理学会歴史地理研究部会の合同シンポジウムにおいて報告するた

めに、内容の再検討を行った。また本研究の調査では、平成16-18年度科学研究費補助金(基盤研究B(2)代表: 澁谷鎮明)「旧植民地の地籍資料を用いた東アジア諸地域の空間的変容に関する研究」の一部を使用した。なお、現地での地籍資料の閲覧・記録にあたっては、施志宏測量課長をはじめとする花蓮地政事務所の皆様(当時)にお世話になった。現地での調査にあたっては、元・国風国民中学校の葉連東先生、載春国先生に、現地での案内から宿泊までを準備いただいた。そして、両先生をご紹介下さり、本研究のきっかけを与えて下さった中部大学名誉教授の内藤和彦先生にも、深く感謝いたします。

本研究を進めるにあたっては、中部大学国際関係学部の澁谷鎮明教授、立命館大学文学部の河原典史教授に貴重な助言をいただきました。ほかに、学会での報告時には、奈良大学名誉教授の石原潤先生、岐阜大学名誉教授の合田昭二先生、愛知学院大学の故山野明男教授をはじめとする多くの先生方に、ご質問およびアドバイスをいただきました。ここに記して感謝の意を示します。

## 文 献

- 青木正夫・坂本磐雄・江上 徹・中園真人・郭永傑・金澤陽一・村木洋一・蔡武璋(1987). 台湾における日本時代農業移民住宅の変容に関する研究. 日本建築学会大会学術講演梗概集(近畿), 873-874.
- 荒武達朗(2007). 日本統治時代台湾東部への移民と送田地. 徳島大学総合学部人間社会文化研究, **14**, 91-104.
- 荒武達朗(2010). 内地農民と台湾東部移民村: 『台湾総督府文書』の分析を中心に. 徳島大学総合科学部人間社会文化研究, **18**, 1-56.
- 花蓮港庁(1939). 『花蓮港庁要覧 昭和13年版』花蓮港庁.
- 桑原公徳(1976). 『地籍図』学生社.
- 古藤齋助(1941). 『領台後の花蓮港史談』(未刊)(のちにジャブラン社より1999年に刊行).
- 台湾総督府(1919). 『台湾総督府官営移民事業報告書』台湾総督府.
- 筒井白楊(1932). 『東部台湾案内』東部台湾協会.
- 椿真智子(1996). 日本における「近代開拓村」研究の成果と課題. 人文地理, **48**(6), 24-42.
- 椿真智子・満田宏子・幸田一男・中嶋則夫(1989). 西那須野における開拓集落の変容と地域的特色. 歴史地理学調査報告, **4**, 27-52.
- 中村佐太郎(1982). 花蓮一開拓移民村について一. 歴史地理学, **116**, 30-34.
- 中村佐太郎(1990). 『花蓮一台湾東部の移民村一』日本写真出版社.
- 平井松午(1991). 第二次世界大戦前における北海道移民

- の空間移動と定着状況. 地理学評論, **64A-7**, 447-471.
- 平井松午 (2006). 『近代北海道の開発と移民の送出構造』 札幌大学経済学部附属地域経済研究所.
- 柳田良造・森下 満・八幡桃子 (2008). 近代期における開拓・農村集落空間形成の研究—開拓地と農村計画手法の比較分析を通して—. 住宅総合研究財団研究論文集, **35**, 95-106.
- 山口政治 (1999). 『東台湾開発史—花蓮港とタロコ—』 中日産経資訊 (株).
- 吉野村居住民会 (1934). 『吉野村概況』 吉野村居住民会.
- 中華総合発展研究院応用史学研究所総編纂 (2002a). 『吉安郷志』 吉安郷公所.
- 中華総合発展研究院応用史学研究所総編纂 (2002b). 『壽豊郷志』 壽豊郷公所.
- 張素玟 (2001). 『台湾的農業移民—以官營移民為中心—』 国史館.
- 陳秀卿 (2001). 消失於台湾市場的天皇米—吉野一号—. 東海岸評論, **155**, 76-77.
- 鍾淑敏 (1986). 日據時期的官營移民—以吉野村為例—. 史聯雜誌, **8**, 74-85.
- 花蓮縣文化局 (1974). 『花蓮縣志 卷一 大事期記』 花蓮縣文化局.
- 花蓮縣文化局 (1983). 『花蓮縣志 卷二 総記 疆域』 花蓮縣文化局.
- 黃熾霖ほか (2003). 『発現豊田—一個日本移民村的誕生與發展—』 行政院文化建設委員會.